



～自他共栄～ NO.7

2024年10月10日

発行責任者 根岸 大智

編集責任者 情 宣 部



10月15日(火) 公示

10月27日(日) 投票

毎日新聞 (20241009)

政治に関心でも無関係ではられない！ 若者の声を政治に届けるために選挙に行こう！！

衆議院は10月9日に解散し、**選挙戦が事実上スタート**しました。石破首相は今回の選挙を「日本創生解散」と位置づけ、「新しい内閣を信任してもらえるのか、**主権者たる国民に問う**」と説明しています。

新総裁・新首相をすえて“刷新感”をみせ、支持率回復を目指す自民党ですが、その本質は石破首相になっても変わりません。賃金が上がらず、税や社会保険料などの**国民負担率は約48%**にも及んでいる状況で、石破首相は**更なる増税を前向き**に考えています。加えて、**憲法改正**や**原発推進**といった政策も、**岸田政権の路線を継承**します。

私たち国民は、総理大臣を直接選ぶことはできません。しかし、JR貨物の存立基盤など私たちの取り組みを支援してくれる国会議員を選び、送り出すことができます。その結果、間接的に政権交代を実現することができます。**政治の影響を長く受ける私たち青年部員こそ、しっかり政治に参加する権利を行使し、投票によって若者の意見を政治にぶつけていこうではありませんか！**その流れを、**来年の参議院選挙にもつなげていきましょう！！**

期日前投票 10月16日(水)～26日(土) 各日8:30～20:00

投票日は10月27日(日)の予定ですが、当日予定があつて投票所に行けなくても、**期日前投票**や**不在投票**を使えば投票することができます。

* **期日前投票**: 選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者が、各市区町村に設けられる「期日前投票所」で、選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組。

* **不在者投票**: 仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる仕組。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で投票ができます。



詳しくは、郵送される**投票所入場券**、又は**総務省 HP**を確認してください。

まずは投票所へ行きましょう！！



↓総務省 HP

